

## トピックス

## 畜水産食品中の残留動物用医薬品の検査

皆さんは、肉、魚、卵、牛乳（写真）は好きですか？  
毎日召し上がっていますか？これら「畜水産食品」  
が食卓に上がるまでに、動物や魚には病気の予防や  
治療に抗生物質、抗菌剤、寄生虫駆除剤などの「動  
物用医薬品」が使われ、その一部が畜水産食品中に  
残留することがまれにあります。このような畜水産  
食品を摂取した場合、人の健康に悪影響が及ぶ可能  
性があります。

そこで皆さんが毎日安心して食事をし、健康な生  
活を送れるために、市場に流通している畜水産食品  
や農産物などには食品ごとに動物用医薬品や農薬な  
どが残留していても人の健康を損なうおそれのない  
量（残留基準）が設定されています。残留基準が設定  
されていない動物用医薬品等については、仮にそれ  
らが含まれている食品を摂取しても人の健康に害を  
及ぼすことがないよう、国内外で評価された動物用  
医薬品等の許容量等と国民の食品摂取量に基づき、  
国は原則、一律基準（食品1kgあたり動物用医薬品  
や農薬等が0.01mg含まれる濃度）を設定し、食の  
安全を確保しています。

市場に流通している畜水産食品の安全性を確認す  
るため、当所では牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、ニジマ  
ス、鯉、信州サーモン、鶏卵、牛乳について年間約  
120検体、延べ2,000項目余りの動物用医薬品の検査

を行っています。なお、日本では、畜水産食品とし  
て出荷するまでに使用できる動物用医薬品の種類及  
び期間などに規制があり、更に輸入食品については、  
検疫所においても検査が行われています。このよう  
な状況の中、国産・輸入畜水産食品を問わず、今ま  
で残留動物用医薬品は当所において検出されていま  
せん。また、農薬が含まれている飼料を動物が摂取  
した場合も、その一部が畜水産食品中に残留する可  
能性もあるので、残留農薬についても検査を行って  
います。

当所では、引き続き畜水産物や食品中に残留する  
動物医薬品や農薬などの検査を行うとともに、新た  
な動物用医薬品や農薬などにも対応した検査体制等  
を整備し、食品の安全性に対する県民の信頼を確保  
するための検査、調査研究を行っていきます。

（丸山 起人 [kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp](mailto:kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp)）

